

新自己資本比率規制案公表

制度調査部
吉井 一洋

告示案を公表

【要約】

2005年3月31日、金融庁は新しい自己資本比率規制（いわゆる新BIS規制）に関する告示（規則）案を公表した。

BIS規制自体は、国際基準適用行を対象とするものだが、告示案では国内基準適用行についてもほぼ同様の規則を適用することとしている。

新しい規制は、原則として、2007年3月末（一部は2008年3月末）から適用される。

本レポートでは、告示案を基に、新BIS規制の基本的な内容について解説する。

2004年6月にバーゼル銀行監督委員会の新BIS規制が公表された後、2004年10月に金融庁から、新BIS規制をわが国に適用する際の規則の原案（告示素案）がパブリック・コメントに付された。その結果を受けて、2005年3月31日に、告示素案へのコメントに対する金融庁の回答と、コメントを踏まえて一部修正した告示案が公表された。

以下、告示案の概要、今後のスケジュールについて述べた後、今回の告示案で明らかにされた点をとりまとめる。

1. 新規制（告示案）の概要は？

図表1 新自己資本比率規制の概要

第一の柱 所要最低自己資本比率

1. 国際基準適用行

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本} (= \text{Tier1} + \text{Tier2} + \text{Tier3} - \text{控除項目})}{\text{信用リスク} + (\text{マーケット・リスク} + \text{オペレーショナル・リスク}) \times 12.5} \quad 8\%$$

融資・債券等	標準的手法
株式	内部格付手法(基礎的・先進的)
	標準的手法(リスク・ウェイト100%)
	内部格付手法 2
	・融資と同様の手法(同100～1250% 3)
	・市場ベース方式(同200%以上)

基礎的指標手法(全体の粗利 × 15%)
標準的手法(ビジネスライン別粗利 × 12、15、18%)
先進的計測手法

- 1 8%の逆数
- 2 2004年9月末時点保有分は2014年6月末までは100%
- 3 国内基準適用行の上限は2500%

2. 国内基準適用行(マーケットリスクを算入しない場合)

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本} (= \text{Tier1} + \text{Tier2} - \text{控除項目})}{\text{信用リスク} + \text{オペレーショナル・リスク} \times 12.5} \quad 4\%$$

第二の柱 銀行自身が経営上必要な自己資本額を検討(資本戦略の決定と当局の検証)

- ・銀行自身が第1の柱(最低所要自己資本比率)の対象となっていないリスク(銀行勘定の金利リスク、流動性リスク等)も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討 当局が検証
- アウトライアー銀行に特に注意を払う

第三の柱 開示の充実を通じた市場規律の導入

- ・自己資本比率とその内訳
- ・各リスクのリスク量と計算方法など
- ・銀行は原則として四半期、協同組織金融機関については半期開示

告示案での標準的手法のリスク・ウエイトは、次のとおりであり、特に変更は無い。

図表2 標準的手法のリスク・ウエイト(新旧比較)

与信先区分	現行規制	新しい規制
国・地方公共団体	0%	0%
政府関係機関等	10%	10%(20%)
銀行・証券会社	20%	20%
事業法人 (中小企業以外)	100%	(格付けに応じ)20%～150% 又は (格付けを使用せず)一律100%
中小企業・個人	100%	75%
住宅ローン	50%	35%
延滞債権	100%	150% (引当率に応じて軽減)
株式	100%	100%

事業法人の格付については、依頼格付のみ使用可能

延滞債権は、3ヶ月以上延滞が発生している債務者に対する与信 (出所：金融庁)

以下の点についても、特に変更は無い。

内部格付手法は、銀行が自行の内部格付に基づいて算出した融資先等のデフォルト確率(PD)やデフォルト時損失率(LGD)などを用いてリスク・ウエイトを算定する方法である。融資・債券等のリスク・ウエイトを算出する場合、PDのみを銀行が自分で推計し、LGD等の変数は各行共通の設定(例えば事業法人向け無担保債権のLGDは45%)とする基礎的手法と、LGD等の変数も銀行が自分で推計する先進的手法がある。

個人・中小企業向け融資や住宅ローンの場合は、小口分散によるリスク軽減効果を考慮して、標準的手法に置いて内部格付手法においても、リスク・ウエイトの軽減措置を設けるといった配慮がなされている(図表3参照)。

図表3 中小企業向け・個人向け融資は所要自己資本額を軽減

(例) 企業向け債権額 = 100とした場合の所要自己資本額

与信先	現行規制	新規制	
		標準的手法	内部格付手法(注2)
大企業	8	8(注1)	7.8
中堅企業	8	8(注1)	7
中小企業	8	6	4.2
個人向け	8	6	4.2
住宅ローン	4	2.8	2.7

(注1) 標準的手法では、借り手の格付に応じて所要自己資本を調整する手法も選択可。

(注2) 内部格付手法とは、銀行が内部管理のために行なっている格付を利用して借り手の信用リスクを評価する方法。表1はデフォルト確率1%のケースを例示。

出典：日本銀行資料「新 BIS 規制案について」（2004.6.28）

債権に対する引当を促進する措置が導入されている（図表 4 参照）。

図表 4 引当率の低い不良債権は加重、引当率の高い不良債権は軽減

(例) 企業向け不良債権額を 100 とした場合の所要自己資本額

標準的手法

引当率	0%	20%	50%
所要自己資本額	1.2	6.4	2

(参考) 現行

引当率	0%	20%	50%
所要自己資本額	8	6.4	4

内部格付手法（基礎的手法）

引当率		0%	20%	35%	45%
所要自己資本額	無担保融資	4.5	2.5	1.0	0
	不動産担保付	3.5	1.5	0	0

不動産担保が債権額の 140% 以上ある場合

担保・保証やクレジット・デリバティブ等の信用リスク削減手法の効果は、引き続き反映される。ただし、クレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いている場合、そのクレジット・デリバティブの支払のトリガーになる信用事由にリストラクチャリング条項が含まれていなければ、リスク削減効果は限定される。具体的に言えば、リスク削減効果が認められるのが、クレジット・デリバティブでカバーされている部分の 100% でなく、6 割までとなる。

株式に対しても、融資等に内部格付手法を導入している銀行の場合は、現行の一律 100% のリスク・ウェイトではなく、融資と同様の方法 (PD/LGD 方式) 又はマーケット・リスク規制に準じた方法 (市場ベース方式) で算定したリスク・ウェイトを用いなければならない。（6 ページ図表 5 参照）。

銀行に対して、上述したような最低所要自己資本の維持を求める (図表 1 の第 1 の柱) だけでなく、銀行が自己資本戦略を決定しこれを当局が検証する (図表 1 の第 2 の柱) と共に、自己資本に関連する開示を充実し市場の評価にさらすというプロセス (図表 1 の第 3 の柱) を導入している。自己資本戦略では、景気の動向、与信の集中や銀行勘定の金利リスク (注 1) なども勘案して必要な自己資本水準を設定することが想定されている。なお、第 2 の柱の詳細は、今回の告示案では示されておらず、引き続き金融庁でそのあり方について検討しているものと思われる。

(注 1) 銀行勘定の金利リスクに対して、銀行は所要自己資本の賦課を強制されていない。しかし、新規制の BIS の原文では、監督当局は、銀行が金利リスクの水準に見合った自己資本を有していないと判断した場合、リスクの削減、一定額の追加自己資本の保有、あるいはこれらの両者を組み合わせた何らかの対応を要請しなければならないこととされている。さらに、監督当局は、アウトライアー (outlier) 銀行の自己資本の適正度に特に注意を払わなければならないこととされている。アウトライアー銀行とは、以下の、いずれかの金利ショックにより、Tier1 と Tier2 の合計額に対して 20% 超の経済価値の低下が生じる銀行をいう。

上下 200 ベース・ポイントの平行移動による金利ショック

と同等のショック (保有期間 1 年、最低 5 年の観測期間で、VAR により計測される金利変動の 1% タイル値と 99% タイル値。即ち、金利変動によって生じうる損失・利益のうち大きな方から見て 1% 以内の確率で生じうる損失・利益など)

わが国の場合は、自己資本は賦課されていない。しかし、監督当局はアウトライアー銀行には特に注意を払うこととされている。

2. 今後のスケジュール

金融庁では告示案について、4月20日まで意見募集し、2005年中に最終的な告示を公表する予定である。

わが国の銀行の場合、新規制は2007年3月末から適用される。先進的な内部格付手法を導入する場合は適用が1年先送りされ、2008年3月末からになる。

ただし、内部格付手法の場合、基礎的手法、先進的手法いずれにおいても2006年3月末時点の新基準による自己資本比率を、現行基準に基づく自己資本比率と合わせて当局に報告する必要がある。

オペレーショナル・リスクについても、先進的計測手法を用いる場合、適用は2008年3月末からになる。

3. パブリック・コメントの結果及び告示案で明らかにされた内容は？

(1) REITの取扱い（標準的手法）

標準的手法の場合は、証券化エクスポージャーに該当しなければ、原則として構成資産の信用リスク・アセットの額を用いてファンド全体のリスク・アセットを計算することとされている。土地や不動産取得等事業向けエクスポージャーのリスク・ウエイトが100%であることからすれば、証券化に該当しないREITのリスク・ウエイトは100%であるように思われる。取扱いの詳細は、今後解釈集等で明確にされる。

(2) 株式エクスポージャーの範囲（内部格付手法）

以下の点が明らかにされた。

転換社債（転換社債型新株予約権付社債）

一定の価格（基準価格）を上回った場合に当該発行体の株式に「転換」（厳密には新株予約権の行使）をする権利を債券の保有者が有している場合は、「転換」までは事業法人向けのエクスポージャー（融資等）として取扱い、「転換」後は株式として取り扱う。

即ち、転換社債（転換社債型新株予約権付社債）である間は、株式ではなく通常の社債と同様に取り扱うことになる。

他社株転換可能債

例えば、一度でも対象とする株価が一定の価格（基準価格）を下回った場合には他社株で償還するような商品設計がなされている場合で、発行体のデフォルトより前に株価が当該基準価格を下回る蓋然性が高い時は、債券の保有者が引き受けているリスクは、「転換」の対象たる他社株であると考えられ、「転換」前であっても他社株として取り扱う。

即ち、他社株転換社債は株式として取り扱われる場合が多いと考えられる。

永久劣後債

金融機関が、いわゆるUpper-Tier2に算入している永久劣後債について、株式として取り扱われる。

Upper-Tier2に算入する永久劣後債は、以下のイからニの4つの要件を全て満たすことが要求されている。

イ．無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

ロ．期限前償還等の特約がある場合を除き、償還されないものであること

八．業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

二．利払いの義務の延期が認められるものであること

さらに、金融庁の旧ガイドラインでは、八に該当するためには、例えば当局が要求する最低自己資本比率基準の 1/2 に相当する水準を下回る場合には利払いの義務の延期が認められる旨の契約となっていること、二に該当するためには、少なくとも当該銀行に配当可能利益がない場合及び利払いを行うと当該銀行が債務超過になる場合に利払いの義務の延期が認められるものである旨の契約となっていること、などを求めている。

今回公表されたパブリック・コメントへの回答では、上記の八等の要件は、株式に該当するための要件の一つである「発行体が当該債務の支払いを繰延べることができること」という要件に該当する旨を明らかにしている。即ち、株式エクスポージャーに含まれることになる。

金融庁の旧ガイドラインでは、銀行等が発行する永久劣後債を銀行等が保有する場合、発行体の経営再建・支援・資本増強協力目的で新たに引き受ける場合は、「意図的な保有」として、保有する銀行等の自己資本から控除することとしていた。その一方で、純投資目的等により流通市場等から調達する保有などの一時的保有は「意図的な保有」には該当しないこととされていた。

「純投資目的等」は、将来の売却を予定していると思われるため政策投資株式ではない。永久劣後債自体上場していない。以上の点を考えると、PD/LGD 方式によった場合の永久劣後債のリスク・ウエイトは 300%以上となるものと思われる。マーケット・ベース方式によった場合、内部モデル手法では 300%以上のリスク・ウエイト、簡易方式では 400%のリスク・ウエイトとなる（図表 5 参照）。

(3)ファンド（投資信託等）

告示素案では、投資信託等のファンドについては、内部格付手法では、次のように取り扱うこととしていた。

投資信託等のファンド内の個々の資産の額が明らかな場合は、個々の資産のリスク・アセットの合計額を当該投資信託等の信用リスク・アセットの額とすることができる。

投資信託等のファンド内の個々の資産の額が明らかではないが、ファンド内に株式等が含まれており、かつ、ファンド内の資産の合計額の過半数を株式等が占める場合は、ファンドの額に株式等に対応するリスク・ウエイトを乗じた額を当該投資信託等の信用リスク・アセットの額とすることができる。

投資信託等のファンド内の個々の資産の額が明らかではないが、資産の運用基準が明らかな場合は、資産運用基準に基づき最も信用リスク・アセットの額が大きくなる資産構成を想定して算出することができる（リスク・ウエイト等の高い資産から順に、運用基準で許容された上限まで投資していると仮定して、信用リスク・アセット額を算出する）。

今回の告示案では、さらに、投資信託等のファンド内の個々の資産の額が明らかではなく、資産の運用基準も明らかでない場合でも、以下の要件を全て満たしている場合は、マーケット・ベース方式の内部モデル手法を準用することを認めている。

保有するエクスポージャーの額が日々又は週次時価評価されており、当該評価額で第三者に売却できる。

保有するエクスポージャーが公認会計士又は監査法人による監査を年 1 回以上の割合で受けていること

保有するエクスポージャーの裏づけとなる資産の運用に関する業務を行う者が、主務官庁の監督を受けていること

さらに、投資信託等のファンド内の個々の資産の額が明らかではない場合は

- ・資産の運用基準も明らかでなく、かつ、個々の資産のリスク・ウエイトの加重平均が 400%を下回る蓋然性が高いときは 400%

- ・それ以外は 1250% (国内基準適用行は 2500%)

のリスク・ウエイトを適用できるとされた。

(4) 株式エクスポージャーのヘッジ

告示素案では、株式に内部格付手法を適用する場合において、現金及びデリバティブの売りポジションが、特定の保有株式等のヘッジとして明示的に仕組まれており、これらの残存期間が1年以上である場合は、同一の個別銘柄の保有ポジションと相殺できることとされていた（即ち、当該ヘッジは個別銘柄ごとによる）。それ以外の売りポジションは、ロング・ポジション（保有株式等）と同様に扱うこととしていた。

今回公表されたパブリック・コメントへの回答では、上記の取扱いが、マーケット・ベース方式の簡便手法とPD/LGD方式に適用され、マーケット・ベース方式の内部モデル手法には適用されないことが明らかにされた。

図表5 「新規制」における銀行の保有株式の取扱い

現行規制	「新規制」		開示を通じた市場規律の充実
融資同様 100%のリスク・ウェイトを適用（資産保有額が100の場合は、8以上の自己資本を要求） 自己資本 資産残高 × リスク・ウェイト 8%	銀行が標準的 <u>手法</u> を選択する場合	現行規制と同様に100%のリスク・ウェイトを適用 既保有株式（2004年9月30日取得分まで） 2014年6月末までは標準的手法の適用可能	
	銀行が内部格 <u>付手法</u> を選択する場合 ^{注1注2}	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> マーケット・ベース方式^{注3} 内部モデル手法（VAR）^{注4} 簡便手法（300%、400%）^{注5} 現行規制に比べかなりの負担増となる見込み </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> PD/LGD方式^{注6} リスク・ウェイトは信用力に応じて決定（融資を行っていない場合等は1.5倍） リスク・ウェイトの下限 政策投資株式等^{注7}は100% 以外の上場株式は200% 非上場株式は300% リスク・ウェイトの上限は1250%^{注8} </div>	

(注1) 融資等について内部格付手法を採用している銀行（内部格付手法採用行）は、保有株式についても、内部格付手法によることになる。

(注2) ただし、内部格付手法採用行も、全体の中で比重の小さいポートフォリオについては標準的手法の適用が認められる。株式ポートフォリオについては自己資本（Tier1+Tier2）の10%内に納まる場合には標準的手法の適用可。

(注3) 株価変動リスクを把握する方式

(注4) 内部モデルで算出したVAR（保有期間四半期、信頼区間99%（片側））に見合う自己資本の保有を要求。リスク・ウェイトに置き直すと、公開企業は200%以上、非公開企業は300%以上のリスク・ウェイト。

(注5) 上場株式の場合は300%、非上場株式の場合は400%のリスク・ウェイトによる。

(注6) 融資とほぼ同じ公式でリスク・ウェイトを算定する方式

(注7) 長期的な顧客関係の一般として投資されている上場株式でキャピタル・ゲインを期待されていないもの、および非上場株式でキャピタル・ゲインが期待されていないものをいう。

(注8) 国内基準適用行は2500%